

第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 競技会場仮設オーバーレイ整備準備支援基本調査業務 質問回答一覧

番号	書類	ページ・場所	質問	回答
1	受託者募集要領	P1・2	共同企業体での参画は可能でしょうか。また、可能である場合に応募資格の (1) ~ (8) における資格は構成員の全てが要している必要がありますでしょうか。 (8) の管理技術者は共同企業体において、1 名で宜しいでしょうか。	貴見のとおり共同企業体での参画は可能です。 応募資格の (1) ~ (8) については、全ての構成員が資格を満たす必要があります、管理技術者については代表の構成員から 1 名を選出してください。 提出書類の記載については以下のとおりとしてください。 様式 1 : 差出人欄 構成員全員を連名で記入 2 管理技術者 氏名欄に構成員名称についても記入 様式 2 : 1 配置予定技術者 氏名欄に構成員名称についても記入 2 法人等の業務履歴 構成員のいずれか一者について記入 様式 3 : 差出人欄 社会的価値に関して記入する構成員名称を記入 社会的価値 構成員のいずれか一者について記入 様式 4 : 見積書 差出人欄 共同企業体の名称で記入 また、共同企業体として参画する場合、別紙の様式 6-1 (共同企業体結成届)、6-2 (共同企業体協定書)、6-3 (委任状) も併せて提出してください。
2	特記仕様書	P2/6・4	会場ブロックプランチェックシートを作成するために、各競技会場に対してヒアリング等を実施する予定でしょうか。またその場合は、55 競技会場に対して行うヒアリング等は別途業務と考えてよろしいでしょうか。	各競技会場に対してのヒアリング等は予定していません。
3	特記仕様書	P2/6・4	会場に設置する仮設物に関し、過去大会の事例や参考寸法などの情報は頂けるでしょうか。	弊会が所有している情報については共有します。
4	特記仕様書	P2/6・4	報告書の提出期限及び検収期間の想定をお教えください。	報告書の提出は検収後の訂正期間も考慮して 2023 年 5 月を想定しています。検収期間については 2~3 週間程度を想定しています。 また、4 業務内容①、②については「④工程表の立案」次第で提出時期が早まる可能性があります。
5	特記仕様書	P2/6・4	現状想定される FA と総数、そのうち会場整備側で整備が必要な FA の想定があればお教えください。	別紙 FA 一覧をご覧ください。 会場整備側で整備が必要な FA は今後調整することになります。
6	特記仕様書	P2/6・4	発注に際し、公告期間の設定 (最少期間) などの決まりがあればお教えください。	現状、決まっていません。
7	特記仕様書	P2/6・4	項目は「③各競技会場整備に係るコスト管理の検討」とありますが、内容が「概算費用を算出」となっております。項目通りコスト管理方法の検討という理解でよろしいでしょうか。	概算費用の算出も含め、コスト管理の検討を行っていただきます。

8	特記仕様書	P4/6・9	貸与品について、本業務に際し組織委員会様よりPCの貸与等は想定されているかお教えてください。	想定していません。
9	特記仕様書	P4/6・9	組織委員会様との情報共有ツールの想定がありましたらお教えてください。(clouddrive、teamsなど)	想定していません。
10	特記仕様書	P4/6・9	アジアパラ競技大会の開催により、ブロックプラン等の基本仕様の変更となる可能性があるかお教えてください。	変更となる可能性はあります。
11	特記仕様書	P4/6・9	上記に関連した質問として、アジアパラ競技大会開催に向けた検討・協議・調整などが本業務項目となるのかお教えてください。	アジアパラ競技大会に向けた検討等は業務対象外です。
12	特記仕様書	P5/6・9 (3)	①競技会場基本計画等作成業務、②仮設オーバーレイ標準仕様検討業務の具体的な業務内容・成果品のイメージをお教えてください。(本業務との作業分担を理解する主旨となります)	特記仕様書 P6/6【注釈一覧】に記載のとおりです。
13	様式集	P1・3 (様式2) 【留意事項等】5	実績証明資料として契約書等を添付する旨記載されておりますが、守秘義務の観点から、契約書の写しの金額部分はカバーアップ等を行い(金額が見えない状態で)ご提出することで宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
14	様式集	P1・5	提案書に貼付する図中のフォントは10pt未満でも問題ありませんか。	貴見のとおりです。
15	契約書(案)	P2・第3条	「アンブッシュ・マーケティングの禁止」条項がありますが、今後、別件の公共工事におけるCM業務や民間委託のCM業務などへの応募時などに、法人としての業務実績、および配置予定技術者の業務実績として、本業務を完了した実績を記載することは可能でしょうか。	契約書第3条に記載のとおり、原則として、本契約の締結の事実について、受託者自身の広告、宣伝PR及び商行為の目的を持って公表することはできません。 しかしながら、別の契約への応募時などに過去の業務実績等を求められた場合、株主総会報告書や収支報告など税制上必要な場合は、事実として記載することまで禁止するものではありません。 ただし、記載の目的、内容に応じ、個別具体的に判断を行うものと考えています。